

## 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等の取扱いについて（概要）

※改元日以後の日を旧元号により表示しているものは新元号に読み替えて適用するものとする。

### 1 消費税及び地方消費税の税率の適用について

#### ① 税率の適用時点及び経過措置

課税資産の譲渡等をした時期、つまり、契約を締結した日ではなく、「引渡しのあった日」時点での税率が適用されます。

平成31年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、改正後の税率（10%）が適用されます。

ただし、一定の要件を満たすものについては改正前の税率（8%）を適用することとするなどの経過措置が講じられておりますので、留意してください。

#### ② 税率の適用事例について

建設工事における税率の経過措置等の主な適用事例は、下記のとおりとなります。

（建設コンサルタント業務等を含む。）

※当初契約日が平成31年3月31日以前の場合と平成31年4月1日以後の場合とでは取扱が異なります。また、議会の議決を経る案件の場合は、仮契約日を当初契約日として判断します。

### ○当初契約日が平成31年4月1日の前日までの場合

①引渡し日が平成31年9月30日以前	留意事項
<p>契約日 H31.4.1 引渡日 H31.10.1</p> <p style="text-align: center;">税率8%</p>	

②引渡し日が平成31年10月1日以後	留意事項
<p>契約日 H31.4.1 引渡日 H31.10.1</p> <p style="text-align: center;">税率8%</p>	<p>（受注者） 発注者へ提出する完成払の請求書余白に「税率等の経過措置の適用を受けたものである。」と記載すること。</p>

#### 設計変更に伴う増額変更

(変更内容)	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更契約日が平成31年4月1日以後</li> <li>・ 工期の延長で引渡し日が平成31年10月1日以後となる</li> </ul> <p>図は①の場合を例としたイメージ</p> <p>契約日 H31.4.1 変更契約日 引渡日 H31.10.1 変更引渡日</p> <p style="text-align: center;">税率8%      請負代金の増額分 税率10%</p> <p>※工期の延長で引渡し日が平成31年10月1日以後となり、設計変更の内容が請負代金の減額となる場合、税率は8%が適用されます。                  ※税率10%が適用される請負代金の増額分とは、平成31年10月1日以後に引渡しとなる請負代金の総額のうち、平成31年3月31日時点での請負代金の総額を超えた額となります。</p>	<p>請負代金の増額分のみが税率10%となります。</p> <p>（受注者） 発注者へ提出する完成払の請求書余白に「税率等の経過措置の適用を受けたものである。」と記載すること。</p>

○当初契約日が平成31年4月1日以後の場合

③引渡しが平成31年9月30日以前	留意事項
	<p>(発注者) 完成日が平成31年10月1日より前であっても、引渡日が平成31年10月1日以後の場合は、税率が10%となるので注意してください。</p>

④引渡しが平成31年10月1日以後	留意事項



(変更内容) ・工期の延長で引渡しが平成31年10月1日以後となる。	留意事項
<p>図は③の場合を例としたイメージ</p> <p>※工期の延長で引渡しが平成31年10月1日以後となり、設計変更の内容が請負代金の減額となる場合も、税率は10%が適用されます。</p>	<p>請負代金の総額が税率10%となります。</p>

2 前金払・部分払について

建設工事の前金払（中間前金払を含む。）及び部分払については、適用される消費税率にかかわらず、受注者からの請求時点の請負代金の総額を基に算定することとします。  
建設関連業務の前金払についても同様となります。

3 その他

適用される税率が10%となる工事等の入札の場合、入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載することとなりますので、留意してください。  
(該当する案件については、入札公告又は指名通知書に記載します。)

4 問い合わせ先

弘前市企画部法務契約課契約係  
電話 0172-35-1137